

令和2年度 情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

情報公開制度とは、市の仕事や市民生活に関して「見たい、知りたい」と思ったときに、その求めに応じて市の情報（文書、図面、写真など）を公開するもので、市民の皆さんだけでなく誰でも請求することができます。

個人情報保護制度とは、市が持っている個人情報が外部に漏れたり乱用されたりしないように、個人情報の取り扱いに関するルールを定め、情報を保護する制度です。

本人の個人情報は、原則として本人だけが開示請求できます。本人の個人情報の内容に誤りがあるときや条例の趣旨に反して個人情報が収集・保管されているときは、訂正または削除などの申請をすることができます。条例の趣旨に反して個人情報が本来の目的以外に使用されたり市以外の外部に提供されたりしているときは、中止の請求をすることができます。

情報公開制度と個人情報保護制度が1年間でどの程度利用され、どのように処理されたかをお知らせします。

○人吉市情報公開条例に基づく開示請求と処理状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

実施機関	開示請求 の件数	処 理 状 況						不服申立の 件数
		開示決定の 件数	一部開示の 決定件数	不開示の決定件数（内訳）				
				不開示	不存在	存否応答 拒否	その他	
市長部局	16	11	4	0	1	0	0	0
行政委員会	8	2	6	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0

○人吉市個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求と処理状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

実施機関	開示請求 の件数	処 理 状 況							不服申立の 件数
		開示決定の 件数	一部開示の 決定件数	不開示の決定件数（内訳）				訂 正 な ど	
				不開示	不存在	存否応 答拒否	その他		
市長部局	11	10	1	0	0	0	0	0	0
行政委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 開示決定：請求があった公文書を請求どおり全部公開したもの

一部開示：請求があった公文書の一部を公開したもの

不開示：請求があった公文書を開示しなかったもの

不存在：請求があった公文書が存在しなかったもの